

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、冤罪被害者の人権救済は、基本的人権の尊重を掲げる日本国憲法にとっても、人権尊重都市を宣言する本市にとっても、重要な課題です。

しかし、冤罪被害者を救済する再審制度について、現行の刑事訴訟法には、再審請求手続の審理の在り方に関してほとんど規定されておらず、裁判所の広範な裁量に委ねられています。これは、審理の適正さが制度的に担保されず、公平性が損なわれている状況です。

とりわけ、再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、それが冤罪被害者の救済のための大きな原動力となりました。このように、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要ですが、現行法にはそれを定めた明文規定がありません。

また、再審開始決定がなされても、検察官が不服を申し立てる事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられています。

1966年に発生した殺人事件において、犯人として死刑判決を受けた袴田巖さんは、間違った裁判によって、58年間という人生の半分以上の年月を奪われました。最初の再審請求から再審開始まで42年もかかったのは、法整備の遅れによるものであり、これ以上無辜の民が犠牲とならないためにも、取調べの可視化徹底など冤罪を生まない取組が重要であり、速やかな法整備が求められます。

よって、国会及び政府は、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法（刑事訴訟法の再審規定）を速やかに改正し、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 再審請求手続における証拠開示を制度化すること。
2. 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
3. 再審請求における手続規定を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月20日

枚方市議会議長 丹生真人

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

法務大臣